

株式会社ジュポンインターナショナルに対する措置の内容

- 1 株式会社ジュポンインターナショナルが販売するすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示のある食品が発見された場合には、当該表示を除去し、又は抹消した上で販売すること。
- 2 株式会社ジュポンインターナショナルが販売するすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品を発見した場合には、速やかに法第 19 条の 13 第 1 項の規定により定められた品質表示基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- 3 株式会社ジュポンインターナショナルが販売した食品の一部について、品質表示基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、株式会社ジュポンインターナショナルにおける食品表示に関する認識が著しく欠如していたこと及び品質表示内容の確認とその管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- 4 3の結果を踏まえ、株式会社ジュポンインターナショナルにおける品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、社内における品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施すること。
- 5 株式会社ジュポンインターナショナルの全役員及び従業員に対して、品質表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- 6 1から5までに基づき講じた措置について、平成22年1月18日までに農林水産大臣あて提出すること。